

健康友の会みみはら第29回総会議案

※紙面の都合上、まとめの部分は省略させていただいています

1号議案

2016年度 活動方針

健康づくり

- 「地域まるごと健康づくり」「健康で安心して住み続けられるまちづくり」は私たちの願いです。健康でいきいきとした生活を送るためにも知識を共有し支部や班などで学習会をとりくみます。
- “健康づくりの柱のひとつ”自分の健康状態を知る「健診」や特定の病気の早期発見・早期治療に役立つ「検診」、総合的に精密な検査が受けられる「人間ドック」を各支部でも目標を持ち推進します。
- 保健学校、ウォーキング・セラバンド・転倒予防・認知症予防などは“健康寿命を延ばす”ためにも今後さらに求められるものとして支部・班会などで講師のできるリーダーの養成に努めます。
- 健康チェックは健康づくりのひとつとして、また地域のふれあいの場としても活用されています。地域やたまり場などを利用して引き続き取り組みを重視します。
- 12回目の「健康づくりチャレンジ」は友の会会員誰もが楽しく参加できるような内容にします。

ふれあい・支えあいのまちづくり

- 健康で安心して住み続けられるまちづくりのために、会員のふれあいや交流の場を広げ、多種多様な創意工夫した取り組みで、みんなで楽しく集う参加型のふれあい活動を広げます。
- 継続して全ての支部地域に「たまり場」をつくる活動に取り組みます。「たまり場」が友の会の存在を地域にアピールする場となり「ふれあい・支えあいの拠点」となるよう存在意義を高めます。
- 介護事業所や自治会などと連携し、健康やくらしを支えあう助け合いのネットワークを強化します。「ワンコイン助っ人隊」を各支部活動の重要課題に位置付け、行政区毎に地域コーディネーターを養成していきます。
- 子育て世代間のふれあい活動に取り組み、子どもの貧困問題への取り組みも検討します。
- まちづくりの視点では、地域とも連携してまち並みウォッチングに継続して取り組みます。
- 認知症サポーター養成講座や一次救命教室などの取り組みを重視します。
- 無料法律相談の継続で、困難を抱える会員さんを支え解決に取り組みます。

「とも」の配布と内容充実

- 引き続き編集委員会を重視し、取材活動を積極的に行い「とも」の紙面をより充実させます。
- 事業所、支部で「とも」の取材などの協力者づくりを進めていきます。たまり場や支部も増えブロックの担当者、協力者を選出し、より多くの意見・知恵でよりわかりやすい紙面をつくります。
- 会員の奮闘で「とも」手配り配布率は74.5%となっています。各支部で配達協力者を増やし、手配り率75%を目標に、「とも」を通じてのネットワークづくりをめざします。
- 「とも」配達協力者懇親会を引き続き重視し、全支部で定期的開催します。

支部・班づくり・会員拡大

- 仲間増やしでは「組織拡大強化月間」を重視しつつ、日常的にも支部・ブロックを中心にたまり場での結び付きも広げ、今年度は4000人の仲間増やしをめざします。
- 「2020年ビジョン」に沿って、支部づくりを進めます。今年度は行政区ごとのブロックめざし、2000世帯を超える支部の分割、支部のない校区での支部結成を重視し、7支部以上の新結成をめざします。
- 150以上の班をめざし、各支部・ブロックで旺盛に班づくりを進めます。「たまり場」や「ルーム」を大いに活用し、サークル班だけでなく、自治会・老人会などとも連携しながら地域での班づくりも意識的に追求します。
- 会員の要求にこたえるためにも、会員訪問・地域総訪問や高齢者訪問などに取り組みます。
- 組織を維持・強化するうえで「担い手」づくりは重要です。今年度は1000人の担い手づくりをめざし、ワンコイン運動を含めて取り組みます。

みみはら協同基金

- 今年度は総合+高砂を含むグランドオープンの日になります。協力者を増やすことでさらに安定した協同基金をめざし、件数を増やす取り組みを強め、協同基金協力者を伸ばし、協力比率50%をめざします。友の会でも年間1億円目標達成にむけ、支部ごとに目標を持ち、すべての会員の皆さんに訴えていきます。また入会制度の変更に伴い、さらに協同基金への協力を広げていきます。

『いつでも元気』の普及

- 全国の活動に学び、領収書の一括発行で読者名をつかむなど状況把握も敏速に行い、医療等の知識・情勢を学べる「いつでも元気」を、支部世話人会で毎月学習に使うなど、支部や班で積極的に活用するとともに、今年は各ブロックでの投稿も進めます。
- 購読料の一括徴収や一括振込みなどを進め、「集金が大変だから増やせない」を解消し、会員比率3%（1,000部以上）をめざします。

平和・社会保障・国民共同

- 安倍政権によって、憲法・平和・民主主義・社会保障が壊されようとしています。憲法を守り、安保廃棄や米軍基地撤去・辺野古新基地建設反対、核兵器廃絶を求める運動を、他団体とも共同して取り組みます。
- TPP、社会保障「改革」、消費税増税に反対する運動と共に、国保・介護保険料の引き下げを求め、保険証の取り上げや差し押さえを許さない取り組みなど、だれもが安心して暮らせる社会の実現めざして、集会・学習会・署名・宣伝などに取り組みます。
- 介護保険制度の改悪により、十分な介護サービスを受けられない事態が広がっています。お金の心配なく必要な介護が受けられるよう運動を進めます。また実施主体となる自治体にも、これまで通りのサービスを提供するよう求めていきます。
- 引き続き震災復興支援、原発ゼロ自然エネルギーへの転換をめざす運動を、広範な団体とともに取り組みます。
- 「副首都」「大阪都構想」に反対し、住民自治を守る取り組みを強めます。

共同の営み

- 会員、利用者さんの声を事業所に反映させるために、すべての事業所で利用委員会の定期開催をめざします。
- 地域の要望にそった高齢者事業の展開を同仁会グループといっしょに推進します。
- 地域の役に立ち、要求にこたえるため、同仁会グループの事業所づくりや運営に、また、民医連職員の育成にもかかわっていきます。

楽しい行事

- 会員が楽しく交流できる行事を、支部や班を基本に計画します。そのためにも、全支部にたまり場・センターの設置を推進します。
- 事業所単位の「健康まつり」などにも一緒に取り組みます。

組織運営

- 「ブロック支部協議会」を中心とした組織運営をさらに推進するとともに、「ブロック支部協議会」は行政区ごととします。
- 事務局の専任配置をさらに増やし、会員自らがブロック支部協議会・支部・班を支え、推進する体制を強化します。
- 地域での友の会活動を推進していくうえで重要な「たまり場」づくりを引き続き推進します。
- 活動の飛躍をつくるためには「友の会」について学ぶことが重要です。「友の会リーダーづくり（仮称）」の研修パンフレットの作成と講座開設にむけて引き続き取り組みます。
- 大阪民医連南ブロックを中心に全国、大阪の共同組織間連携・交流を深めます。

- 子どもからお年寄りまで、健康で生き生きとくらすまちづくりの推進
- 5万人、30支部「友の会」の実現と1000人の担い手づくり
- 職員との共同の前進
- 憲法を生かし、いのちと暮らし、平和と人権を守る運動の推進

2号議案

会則改定

【提案理由】

「友の会」は地域の人々が、それぞれの健康と生活にかかわる問題を持ち寄り、同仁会グループの職員といっしょにその問題の解決のために運動する自主的な組織です。家族でも趣味や嗜好が一人ひとり違うように、人と人とのつながりも、健康づくりの取り組みも一人ひとりの思いや願いに応じて活動するのが「友の会」です。私たちはこうした立場で2011年の24回総会で「世帯会員制から個人会員制」への移行について問題提起し、その後、総合病院の建設終了後再検討しようとして確認してまいりました。今まさに、憲法をもとに人権が尊重される社会と社会保障の充実が求められています。このような権利と責任は世帯ではなく本人に帰属するものです。「友の会」では世帯会員制のメリットも十分考慮しつつ、一人ひとりを大切にす意味から個人会員への移行を提案します。

また、24回総会では、「入会金制から協同基金制」への移行についても検

討課題としていました。同仁会グループは「友の会」を「あらゆる活動のパートナー」と捉え、その運営や利用への参加を推進しています。「友の会」もそうした立場で活動を進めています。医療生協では出資・利用・運営参加、この3つの実践を民主的運営の基本としています。同仁会は前倒産時の総括の一つとして「地域とのかい離」をあげ、医療生協化を方針に掲げました。大阪府との関係もあり、生協化にはいたりませんでした。その考え方は今でも貫かれています。生協法人ではないので「出資金」ではありませんが、「パートナー」という位置づけを強める立場から、「協同基金」に協力していただくことで入会とする改定案を提案します。

ブロック支部協議会については1号議案で提案しているとおり、「事業所を中心とした『友の会』から、住まいを中心とした『友の会』に運営上もきりかえる」という理由で改定を提案します。

改定案

健康友の会みみはら 会則

- 1. 名称**
この会は、名称を「健康友の会みみはら」（以下友の会）とします。
友の会事務局を社会医療法人同仁会（以下同仁会）内に置きます。
- 2. 目的**
友の会は、会員・家族及び地域の人々の健康と福祉を増進する運動を同仁会の病院、診療所、その他の施設とともにすすめる、医療制度と社会保障の充実、安心して暮らせる地域づくりを目的として活動をすすめます。
- 3. 事業**
友の会は、目的を達成するために次の活動を行います。
1) 青空健康チェック、医療こんだん会、健康診断の実施など、会員と家族の健康を守る取り組み、地域の人々の健康と福祉の増進、保健予防活動を進めます。
2) 同仁会が、「患者の立場にたって親切で良い」医療機関や福祉施設として発展するために活動し、病院・診療所などの長期計画をともに進め、「みみはら協同基金」募集に取り組みます。
3) 平和と社会保障、民主的な地域医療づくり、街づくりの運動を進めます。
4) 会員の連帯と親睦を深めるため、レクリエーション、健康まつりなどを開催します。
5) 要求、行動が一致する個人、団体、政党と協力共同して活動します。
- 4. 会員**
友の会の目的に賛同し、~~協同基金に参加した人~~~~入会金を添えて大会を申し入れた人と同居家族~~を会員とします。~~ただし会員の子ども（満18歳を迎えた年の年度末日まで）は家族会員とします。~~
1) ~~入会金は千円とします。但し、入会金のみで月一年会費は不要とします。~~
~~会員は協同基金を一口以上有しなければならない。基金は一口千円とします。（基金取り扱いは**規定による）~~
2) 以下の場合、会員資格を喪失します。
①死亡したとき
②協同基金への参加を止めたとき
③家族会員が規定の時期に達したとき
3) 会員は、~~会員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。~~
4) ~~会員個人の思想、信条、政党支持の自由を守り保障します。~~
- 5. 会の運営**
この会の運営を次の通り行います。
1) 年1回の総会総代会を開き、会員の意見・要望を反映させた活動方針を決めます。
2) 日常の運営は総会で選ばれた役員を中心に進めます。また、必要に応じて常任顧問、顧問を置くことができます。常任顧問、顧問は代表世話人会議に出席し、意見を述べることができます。
3) 毎月1回・友の会ニュース「とも」をお届けします。
- 6. 総会総代会**
1) 総会総代会は年1回、会長が招集し、この会の事業の方針、計画、役員を選出、会則の改定などを決定します。また、過半数以上の代表世話人または支部から要求がある場合は臨時総会総代会を開きます。
2) 総会総代会は代表世話人と代議員で構成します。総会総代会の成立要件は、
(イ) 3分の2以上の支部からの出席 (ロ) 代議員の過半数出席 のいずれかを満たしている場合とし、議決は出席者の過半数の賛成を要します。
3) 代議員の基準
支部登録会員 200名以下：代議員1名 500名以下：代議員2名
1000名以下： 〃 3名 1001名以上： 〃 4名
- 7. 役員**
1) 総会総代会で選ばれた代表世話人の中から、互選で次の役員を置きます。
会長・1名 副会長・若干名 事務局長・1名 事務局次長・若干名
2) 代表世話人会議が推薦し、常任顧問、顧問を総会総代会で選出することができます。
3) 事務局長は、事務局の運営と実務の円滑化を図るため、代表世話人会議の承認を得て事務局員を任命することができます。
4) 役員任期は次期総会総代会までとします。但し、再選は妨げません。
- 8. 支部**
校区を基本に、一定の地域ごとに支部を置きます。支部は、会員をはじめ地域住民の要求に根ざした多様な運動を進め、安心して暮らせる街づくりをめざします。
1) 支部には、支部長、副支部長、会計などを置き、定期的に支部世話人会議を開催し、総会総代会及び代表世話人会議の方針を具体化します。
2) 支部は、会員が活動に参加しやすいように、町内会・サークルを基礎に多くの班をつくります。
- 9. ブロック支部協議会**
友の会活動を推進するため、~~同仁会グループの事業所~~行政区を基本に複数の支部を集合してブロック体制を形成します。ブロックの範囲は代表世話人会議で確認し、運営を円滑に進めるために担当する代表世話人と事務局を配置し、協力援助します。
- 10. 代表世話人会議**
1) 代表世話人会議は、月1回定例で行い総会総代会方針の具体化、ブロック支部協議会で出された意見の調整、支部活動上の経験交流などを行います。
2) 代表世話人会議は、定例開催以外に必要に応じて会長が招集し、開催することができます。
3) 会長は必要により拡大代表世話人会議、支部代表者会議、四役会議（会長・副会長・事務局長・事務局次長）を招集することができます。
- 11. 会計**
友の会の経費は入会金、事業収入、寄付金などをもってまかないます。
- 12. 会則の改定**
この会則の改定は、代表世話人会議で行い、総会総代会で承認を求めます。